

意志と欲望

—— 『肉の告白』におけるフーコーのアウグスティヌス読解¹⁾ ——

相澤伸依

0. はじめに

2018年2月に『性の歴史第四巻 肉の告白』²⁾が刊行された。本稿は、この書物で初めて披瀝されたフーコーのアウグスティヌス読解を紹介するものである。

編者フレデリック・グロの前書き³⁾によれば、同書の前稿執筆時期は1981年から1982年にかけてと推測され、1982年秋には原稿が出版社ガリマールに寄託された。しかし、フーコー自身の研究計画に大きな変更が生じ、出版は先送りされた。その後、1984年の死の直前に『性の歴史第二巻 快楽の活用』『性の歴史第三巻 自己への配慮』が刊行されたものの、『肉の告白』は完成原稿となり得ず、出版されることはなかった。

同書は1982年に寄託された手書き原稿をもとに編集されている。研究計画が大きく変更された点、また出版前に大きく原稿を改めることが常だったフーコーの手が入られていない点、何よりフーコー自身が出版を許したものではない点で、今日私たちが目にする同書がどれほどフーコーが企図したものであり得ているのかは誰にもわからない。このテキストのステータスについては今後議論されねばならないだろう。しかしとにかく同書は、出版が意図されていなかったコレージュ・ド・フランスの講義録と同様、著作化されなかったフーコーの思想について我々読者に大きな示唆を与えてくれることは確かである。

『肉の告白』の全体の目次は以下の通りである。

第一章：新しい経験の形成

第一節：創造と生殖

第二節：苦勞を伴う困難な洗礼

第三節：二度目の悔悛

第四節：技法の中の技法

第二章：処女・童貞であること

第一節：処女・童貞性と禁欲

意志と欲望

第二節：処女・童貞であることの技法

第三節：処女・童貞であることと自己の知

第三章：結婚していること

第一節：夫婦の義務

第二節：結婚の善と利益

第三節：性の欲望化

ここにはコレージュ・ド・フランスの講義で展開された内容も含まれるものの⁴⁾、大部分が書き下ろしとなっており、我々が初めて目にする議論が多く含まれている。中でも印象的なのが、第三章第二節から第三節で展開されるアウグスティヌス読解である。とりわけ第三節「性の欲望化」は、本書の中で最もエキサイティングな議論が展開される部分であると同時に結論部ともなっており、本書を読み解く上で核心であることは間違いない。

そこで本稿は、第三章第三節「性の欲望化」においてフーコーがどのようにアウグスティヌスを読み解きどのような結論を導こうとしているのか、同箇所の議論の概要を紹介することを試みる。1では、第三章第二節「結婚の善と利益」を取り上げ、アウグスティヌスの問題設定を提示する。続く2では、第三章第三節「性の欲望化」の議論を紹介する。最後に3では、1と2で紹介した内容について執筆者なりのコメントを付すことにしたい。

なお、本稿で紹介するのは、あくまでフーコーの目を通したアウグスティヌス読解である点に注意されたい。執筆者はフーコーの読解を正確に紹介するよう努めるが、フーコーの読みがアウグスティヌス理解としてどれほど妥当なものかについては判断できない。また、『肉の告白』には実に豊潤な内容が含まれてる。本稿では、その内容の豊かさを削ぎ落とし、執筆者の理解に従って単純化したフーコーの読解と議論を紹介する。本稿は、翻訳がまだ未刊行の段階において同書の紹介を意図したものである。厳密にフーコーの議論を把握し味わうためにはフランス語原典を参照されたい。

1. アウグスティヌスの問題設定 — 第三章第二節「結婚の善と利益」 —

「結婚の善と利益」と題される第三章第二節では、アウグスティヌスが結婚をめぐるどのような問題を設定したのが明確にされる。

フーコーによれば、アウグスティヌスの結婚論が最終的に目指したのは、結婚というあり方と処女・童貞というあり方両方を同時に扱えるような枠組みを定めることだった。墮罪後の世界においては、すべての人が処女・童貞でいる必要はなく、処女・童貞性と結婚という二つのあり方が共存することが求められる。だとして、処女・童貞性と結婚はいかなる関係

において共存しうるのかを明確にする必要がある。そのためには、理想であるところの墮罪以前の樂園においてアダムとイヴ夫婦は処女・童貞であったのか、言い換えると墮罪以前の樂園に性関係は存在したのかという問いをまずもって考察しなければならない。(pp. 288-95)

「墮罪以前の樂園に性関係は存在したのか？」という問いに答えるには、次の三つの要素について考慮する必要がある。すなわち、(1) 男女二つの性の創造の意味、(2) 産めよ、増えよという命令の意味、(3) 男を助けよという女に対する命令の意味の三つである。アウグスティヌスに先立つ解釈者たちは、(1) と (2) を重視し、(3) を曖昧にしてきたとフーコーは言う。彼らは、墮罪以前に性行為が存在することだけでなく、性行為が存在しうる可能性自体も退けようとしてきた。フーコーが強調するのは、これら先立つ解釈者とは異なってアウグスティヌスが(3)に着目し、アダムとイヴに与えられた「生めよ増えよ」を身体的で肉的なものとして捉えている点である。アウグスティヌスは、男を助けよという女に対する命令を、男が社会 (*societas*) を作り発展させるのを助けよという意味だと理解する。人間が増えることを神が命じていたとすれば、アダムとイヴの結びつきは身体的な性行為を持ちえたと想定しなければならない。すなわちアウグスティヌスは、アダムとイヴの「結婚」を精神的なものだけではなく身体的、肉的なものも含むと考えている。これが意味するのは、性関係や性関係を含む結婚という結びつきそれ自体は悪ではないということ、そして性関係が墮罪後の世界のメルクマールとなるわけではないということである。(pp. 295-305)

では、生殖以外に結婚の善・利益はないのだろうか。子どものいない夫婦もいるのだから、生殖に結婚の善を限定する必要はない。フーコーが目にするのは、アウグスティヌスが配偶者同士の性関係を調整するという結婚の働きを認めている点である。アウグスティヌスは、夫婦の片方がより大きな罪を犯してしまいそうな時は性行為してもよく、また相手の同意なしに禁欲すべきでないとも考えた。相手の欲望を考慮し、相手が罪を犯さずに救済されるべく助ける態度こそ、夫婦の義務だと見なしたのである。このアウグスティヌスの考えは、夫婦間の生殖目的でない性行為の可能性を開く。前段落で確認したように、樂園にも性関係が存在しえたと考えれば、性関係それ自体では悪ではないことになる。しかし一方で、いかなる性関係も野放図に許容するわけにもいかない。それゆえ、性関係の何を善とし何を悪とするか、言い換えれば性関係を道徳の問題にするためにはその分岐点をめぐる議論が必要になる。フーコーによれば、そのためにアウグスティヌスが提示するのが欲望 (*libido*, *désir*, *concupiscence*) に関する理論である。(pp. 305-24)

2. 欲望する主体 —第三章第三節「性の欲望化」—

結婚内でどのような性関係を認めるのか、認めないのか、アウグスティヌスはその基準を

意志と欲望

どのように考察したのかを示すのが第三章第三節「性の欲望化」のテーマである。フーコーによれば、アウグスティヌスが作り上げたのは「欲望する人間」(homme de désir)、「欲望する主体」(sujet de désir, sujet de la concupiscence)という考え方であった。以下では、フーコーの記述に添って⁵⁾、アウグスティヌスの欲望の理論がいかに性関係を道徳の問題にしえたのかをみていく。

性関係をめぐる思想史を振り返ると、性関係を制限するのに古代においてしばしば用いられた基準は、過剰か否かというものだった。過剰でない限り性行為は悪いものではないが、過剰になると悪く転じるとされ、それゆえに目指すべき「節制」(tempérance)や「程よさ」(modération)という概念が練り上げられたのだった。しかしアウグスティヌスは、この過剰・非過剰の倫理を二つの点から超えようとする。一つは、性関係を不純という概念から切り離すことで、そのために過剰に先立つ性関係の内在的な悪さを見つけ出さなければならない。つまり、何ら悪を含まない墮罪以前の性関係を、悪を含むものに変えてしまったメタ歴史的な出来事を見定める作業である。これをフーコーは、楽園における性を変えてしまった「欲望化」(libidinisation)と呼びうるようなものを発見することだと言う。もう一つは、性関係に、単なる過剰以上に本質的な否定性を付与することである。そのためには、墮罪によって、本来価値中立であった性関係の中に悪とされる性質がいかにして導入されえたのかを明らかにしなければならない。(pp. 325-30)

— I — 欲望とは何か (pp. 330-8)

アウグスティヌスは、楽園における性関係、すなわち完全に許容可能な性関係はどのようなものであったかを考える。楽園における性関係として想定されうるのは、次の四つの形態である。

- 1：人間は欲望を持つたびにその欲望に屈してしまう。
- 2：人間は自分の欲求 (envie) を抑え、適切な時までそれと闘う。
- 3：人間は、必要ときに自分の意志で適切な用心深さを持って、性行為に伴う欲望を生じさせる。
- 4：人間は、他の身体の部位と同様、欲望が完全でない状態で、困難なく、生殖器を意志の命令に従わせることができる。

この中で、1のあり方は、神の創造物を奴隷に墮すものであるから許容可能な性関係たり得ない。2のあり方もまた、楽園の幸福と両立しないゆえに許容されるものではない。アウグスティヌスは、四つの形態の中で神の作品としての人間の美しさと善性と両立しうるのは3と4に限られると考える。

では、何が1および2と、3および4を根本的に峻別するのであろうか。それは意志の働

きである。4の形態は明らかに性関係を意志のコントロールのもとに置いている。また、3の形態は欲望という要素を含んではいるものの、その欲望を意志がコントロールする限りにおいて許容可能である。すなわち、性関係を成り立たしめるものが人間の意志のコントロール下にあるような性関係こそ、樂園のそれであり、許容されると言える。

性関係の道徳においては意志の働きが鍵になるとすれば、次に問われるべきは、意志と非意志はどこで決まるのかという点である。許容可能な意志的な性関係と、許容されない非意志的な性関係。この二つの分岐点はどこで生じたのかという問いに対して、アウグスティヌスは、自己と自己の間の支配と服従の関係を操作するしるし（原罪、墮罪のしるし）を見出すことで応答する。すなわち、アウグスティヌスは、身体の物質性に達するこの変容を、「自己に対する自己の意志としての主体の構造」(la structure du sujet comme volonté de soi sur soi, p. 333) から説明する。

墮罪前後の変容をたどってみよう。神がアダムとイヴに知恵の実を食べてはいけないという義務を課していたにもかかわらず、アダムとイヴは知恵の実を食べるといふ反乱を起こした。この不服従に対して神は、決定的な罰を与えるのでも、霊的・物質的な力に人間を委ねるのでもなかった。人間の力に見合い、救済の可能性を開くしるしを刻み込んだ。すなわち、自己自身に対して不服従であるような人間のあり方を人間自身の中に組み込んでおいたのである。フーコーはこの事態を次のように表現している。

「罪の罰とその結果は、魂と身体の間、物質と精霊の間にはなく、それ以後自己に反抗するようになる主体自身（身体と魂を含む）の中に刻まれたのだった。墮ちた人間は、自身を完全に服従させる法や力のもとに置かれたのではない。アウグスティヌスにとって根本的な相互の不服従 (*inoboedientia reciproca*) の原則とは、[不服従の] お返しに不服従させるというものだ。人間における反抗が神に対する反抗を再現するのである。」(p. 334 [] 内は執筆者による補足。以下同。)

では、神が人間の中に埋め込んだ自己自身に対して不服従であるような人間のあり方とは具体的には何を意味するのか。神の命令に反抗して知恵の実を食べたアダムとイヴがまず最初にとったのは、恥ずかしさの振る舞いである。これが墮罪の前後にまずもって起こった変容である。

フーコーは、アウグスティヌスの『創世記注解』におけるこの変容に関する解釈を次のようにまとめている。すなわち、目が開かれたことについて、無原罪 (innocence) を喪失したことの比喩だけを見るべきではない。墮罪以前にすでに存在していた眼差しによって、身体がどのようなものであるか、その現実には直視されていたはずである。だとすれば、墮罪によって新たに見いだされたのは、性器そのものではなく性器の動きの「勝手な非意志性」

意志と欲望

(l'involontaire spontanéité) に他ならない。この意志によらない性器の動きこそ、アダムとイヴを赤らめさせたものである。なぜなら、この動きは動物たちをつがうように促すものであり、そしてこの動きが、掟を破ったことの結果であることを示すものだからである。

『神の国』でも採用されるこの解釈を、フーコーは次のように表現する。

「人間に対する性器の関係は、神に対する人間の関係である。すなわち反抗 (rebelle) である。」 (p. 336)

「服従しない主体かつ視線の客体に性器をなしたのは、その動きの非意志的な形態である。すなわち、可視的で予期できない勃起である。」 (p. 337)

この勃起の形態とその非意志的な力のことを、アウグスティヌスは「欲望」 (*libido*) と名づけた。欲望は性行為に内在的なものではなく、罪・墮罪・不服従があいまって墮罪とともに性行為に付与された要素なのである。このように欲望を定義することによって、アウグスティヌスは禁欲でも受容でもない仕方での性的関係を統御する (*gouvernement*) 可能性を描きだしたとフーコーは考える。

— II — 意志と欲望 (pp. 339-51)

こうして墮罪は、性行為の欲望化 (*libidinisation*) を引き起こした。欲望の特徴はその非意志性である。このように欲望を位置づけたとき、ここから先の問いは、いかにして非意志的な欲望と意志的な主体を関係づけるかというものになる。

「欲望がそれ自身の権能者 (*sui juris*) であるならば、いかにしてその本性 (*natura*) を主体に帰することができるだろうか？」 (p. 341)

この問いに答えるためにアウグスティヌスは、一方で欲望の魂に対する関係を定め、欲望の責任を主体に負わせる可能性 (*imputabilité*) を確保しようとする。また他方で、罪に対する欲望と意志の地位を定め、主体に責任を負わせられる内容を見定めようとする。

欲望の魂に対する関係について、アウグスティヌスの思想は著作によって変化しているが、フーコーが取り上げるのは『神の国』のそれである。アウグスティヌスは、悪い意志 (*une volonté mauvaise*) が先立たない限り、罪は存在しないという。

「あらゆる罪、最初の罪そして墮罪の源泉であるこの意志は、神を裏切って魂それ自体

に結びつき得意がる魂の動きから成る。最初の二人の人間によって自由になされたこの魂の動きこそ、世界に、欲望と非意志的な動きを招いたのである。人間本性はこのようにして墮罪したのである。」(p. 341)

人間が背負う原罪は、アダムとイヴという二人の人間の悪い意志から生じた。何もないところから人間を作ることができるのは、神の意志のみである。神の命令に背くという仕方では神の意志を裏切ることが、人間をあらしめるものを裏切ることにはかならない。こうして、神を裏切り、神への服従を拒否することで、人間は自分が自分自身の主人になったと思いついてしまった。意志しない勃起という墮罪後の身体の意志への反抗は、自らを創造した神に反抗する人間の意志の結果である。

ここから導かれるのは、欲望の非意志性は、実は主体に逆らうものではないという結論である。勃起に象徴される欲望の非意志性は、実は神に反抗する人間の意志に由来する。フーコーの言葉を借りれば、欲望という非意志は「自己自身に跳ね返ってきた意志」(*volonté retournée contre soi*, p. 343)なのである。墮罪が人間の意志から生じたがゆえに、意志する主体の中に、欲望という非意志性が刻み込まれてしまっているのである。

この性的欲望の非意志性に注目したのはアウグスティヌスが初めてではない。他のキリスト教の著作家もギリシャの哲学者もそこには十分気づいていた。アウグスティヌスの独自性は、欲望を、「意志の形態そのもの、つまり魂を主体にするものの形態そのもの」(*la forme même de la volonté, c'est-à-dire de ce qui fait de l'âme un sujet*, p. 344)だと考えた点にあるとフーコーは強調する。

「欲望は主体にとって意志に反する非意志性ではなく、意志自体の非意志性 (*l'involontaire de la volonté elle-même*) なのである。」(p. 344)

こうして、欲望がそれ自体の権能者であるにもかかわらず、欲望の責任を主体に帰す可能性が排除されない理由が理解できる。それは実は欲望が意志である限りにおいてなのである。

「逆にいえば、私たちの意志が欲望を逃れられるのは、意志が「非意志としての欲望をも含む」意志自身の権能者であることを断念することによってのみであり、恩寵の力によってのみ善を欲しうると認めることによってのみである。」(p. 345)

欲望は、その非意志性ゆえに意志を持つ主体の責任を逃れるように一見思われる。しかし、欲望を「意志自体の非意志性」と捉えることによって、欲望の責任を主体に帰することが可能になる。

— III — 欲望への同意と欲望の使用 (pp. 351-61)

ここまで見てきた意志と欲望をめぐる帰責可能性の議論をふまえて、フーコーが着目するのは、アウグスティヌスにおける魂の統治と夫婦間の性的振る舞いに関する理論である。フーコーは、これまで禁欲や魂の浄化のテクニクという形態で考えられてきた性的振る舞いが、司法の形態で考えられるようになったこと (juridification) を強調する。「欲望の主体」(sujet de désir) と「法権利の主体」(sujet de droit) を一つの形式のもとで同時に扱おうとするこの変化の過程において重要な役割を果たしたのが、「同意」(consensus) と「使用」(usus) という二つの概念だとされる。

主体が責任を負うのは、彼が意志したことか彼が意志的に同意したことである。それゆえ、非意志的であるがゆえに本来主体には責任を帰し得ないはずの欲望に原因を持つ行為について主体の責任を問い得るとすれば、それは主体が欲望に同意することによるはずである。このように、意志が欲望を受け入れるか拒否するかを同意の問題とみなすことで、欲望に由来する行為について主体への帰責可能性が担保される。

ただし、意志の欲望への同意とは、意志が欲望という自らに異質なものを受け入れることではない点に注意しなければならない。意志は、欲望という非意志的な意志、すなわち自らを対象として同意するのである。

「意志が同意するとき、意志は単に欲望されているものを欲するのでもなければ、欲望の中で欲されているものを欲するのでもない。意志は、欲望という形態を持つ意志こそを欲するのである。意志は墮罪した意志として自らを経験する。意志は自ら欲望を経験するのである。」(p. 354)

この欲望という非意志的な意志への同意によって、欲望の主体を法権利の主体、つまりは帰責可能な主体と捉えることが可能になる。

他方で、結婚内の性関係で許容可能なもの基準となるのが使用という概念である。結婚は、それ以外では許容されない振る舞いである性行為を許容可能にする。なぜなら、そこでは互いの身体に対して獲得された権利が行使されるからである。とはいえ、墮罪以後、性行為は非意志的な欲望なしには行い得ず、ゆえに恥ずべきものである。にもかかわらず、なぜ夫婦の性関係は許容されるのが次に問われねばならない。性関係は欲望を伴うゆえにそれ自体悪としつつも、性関係を伴う結婚は善きものでありうると位置づけるにはどうすればよいのだろうか。

「使用という概念によって、[性関係は欲望を伴うゆえにそれ自体悪であるが、しかし性関係を伴う結婚は善きものでありうるといふ] この二つのテーゼを維持することが可能に

なる。ただし、次のように二つの分離を行う限りにおいてだ。まず夫婦の関係においては、欲望の動き (*mouvement de la libido*) と意志の行為 (*acte de la volonté*) を区別せねばならない。そして、この意志の行為においては、欲望の動き自体に対する客観的と呼びうるような（そして性関係と不可分であるがゆえに受け入れないということが不可能であるような）同意と、意志の形態としてのこの「性関係に伴う」欲望に対する主観的な同意あるいは不同意とを区別せねばならない。すなわち、この「夫婦の」性関係においては、欲望を満足させるよう欲することができる。つまり、欲望の墮落した形態を欲すること、あるいは子どもをつくるよう欲すること、配偶者が姦淫するのを避けることができる。夫婦の関係において、性行為のあり方は欲望の構造において変容させることはできないものの、同意は変容させられる。同意は自由なものにとどまる。そして、使用とは、同意と非同意の間の戯れの特定の様態なのである。」(p. 356)

ここで使用とは、欲望の使用を指している。すでに見てきたように、性関係に欲望が伴うことはその構造上やむを得ない。それゆえ、夫婦の性関係においても欲望は受け入れざるを得ない。このことは「客観的な同意」と呼ばれている。一方、どのように欲望を受けれるのか、つまりどのような欲望に同意するのかわからないのかという点は、主体の意志が働きうる。欲望の墮落した形態に同意する・しないこともできるし、子どもをつくるための欲望に同意する・しないこともできる。この主体の意志が働く余地のある欲望への同意のことは「主観的な同意」と呼ばれている。この主観的な同意は主体の自由にとどまる。それゆえ、どのような欲望に同意して性関係を持ったか、つまりどのように欲望を使用したかという点に関しては主体の責任を問い、罪かそうでないかを考えることが可能になる。こうして、性関係は欲望を伴うゆえにそれ自体悪ではあるものの、欲望への同意の仕方・欲望の使い方次第で罪ではないあるいは罪である結婚内の性関係を見定めることができるようになったのである。

3. コメント

『肉の告白』の濃密な議論を大部分省略し、その魅力すら失わせるかたちで、ここまでフーコーの『アウグスティヌス読解』を紹介してきた。最後に、一点だけ、執筆者のコメントを付しておきたい。

フーコーの思想全体において、「主体」はもっとも重要な概念の一つである。主体をどのようなものと位置づけるかは、その方法論の練り上げにも大きな影響を与えた⁶⁾。『肉の告白』において注目すべきは、主体が意志する存在として明確に位置づけられている点である。

『肉の告白』において、性関係の問題は意志という概念を経由して主体の有り様の問題、主体が自己自身ととり結ぶ関係の問題になっている。私たちは、意志を通して自己との関係

を取り結び、そのことが善悪の判断を可能にする司法化の過程と結びついていることが示される。この主体観は、主体をテーマとして展開された1982年以後の講義録および『快楽の活用』『自己への配慮』の読解に示唆を与えるものではないかと思われる。

「性の歴史」のプロジェクトは、1976年の『知への意志』出版当初から大きく姿を変え、1984年の『快楽の活用』において「欲望する人間の歴史」(histoire de l'homme de désir)のプロジェクトとして改めて提示された⁷⁾。ここまで紹介してきた『肉の告白』の内容をふまえるならば、アウグスティヌスにおいて欲望する主体とは「欲望という非意志を意志する主体」であり、この主体の位置づけこそ、以後性関係を善悪という道德の対象とする鍵となったものにほかならない。『肉の告白』は、「欲望する主体」である我々が、意志という観点から法権利の主体へと基礎付けられる過程をたどる系譜学の一端をなすものであると言えるだろう。

注

- 1) 本稿は、京都大学人文科学研究所共同研究「フーコー研究—人文科学の再批判と新展開」の公開研究会「*Histoire de la sexualité 4 Les aveux de la chair*を読む」(2018年9月29日)における口頭発表をもとにしたものである。同発表にコメントを寄せてくださった方に感謝申し上げます。
- 2) Michel Foucault, *Histoire de la sexualité 4 Les aveux de la chair*, Gallimard, 2018. 以下、出典を示す際は同書のページ数を指す。翻訳はすべて執筆者による。
- 3) Frédéric Gros, “Avertissement”, pp. I-XI
- 4) たとえば、第一章第二節「苦勞を伴う困難な洗礼」および第三節「二度目の悔悛」の内容は、1979年度の「生者たちの統治」講義の中に確認できる。Michel Foucault, *Du Gouvernement des vivants. Cours au Collège de France (1979-1980)*, Le Seuil, 2012. (ミシェル・フーコー, 『生者たちの統治』, 広瀬浩司訳, 筑摩書房, 2015年)
- 5) 以下では原典の項立てに従い、執筆者が小見出しを付した。
- 6) この点については、拙稿を参照せよ。相澤伸依「フーコーの方法論における主体の位置づけ」, 『倫理学研究』(43) pp. 125-35, 2013年
- 7) Michel Foucault, *Histoire de la sexualité 2 L'Usage des plaisirs*, Tel Gallimard, 1984, p. 13. 邦訳: 田村俣訳, 『快楽の活用』, 新潮社, 1986, 13頁